

富田林市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

雇用対策につきましては、地域就労支援センターに専属のコーディネーターを設置し、就労阻害要因をもつ方々などの就労相談に応じています。さらに近隣市町村・大阪府・ハローワーク・関係機関との連携による求人求職情報フェアの開催や、若者の就労相談としてジョブカフェを開催しております。今後におきましても、大阪府や関係機関と十分な連携をとりながら雇用確保と雇用創出に積極的に取り組んでまいります。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

我が国の基幹的な産業である製造業の発展を支えるものづくり基盤技術は、雇用の増大につながるものですので、本市の特性を活かした施策を大阪府と連携して取り組んでまいります。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

近隣市町村・大阪府・ハローワーク・関係機関との連携による求人求職情報フェアの開催にあたり、市内中小企業者の参加のもと、合同面接会を実施するなど、正規雇用の確保に取り組んでいます。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

「大阪府若者サポートステーション」をはじめとした若者の就労支援の情報提供は、大阪府や府

労働協会などからの情報を基に、本市ウェブサイトやチラシ・ポスターなどで積極的に周知してまいります。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

本市においては、就労支援センターを設置し、専任のコーディネーターがフリーター・ニートなどに対する相談事業を展開するとともに、他施策への誘導を行っているところです。また若年者を対象とした「ジョブカフェ事業」では、府労働協会の協力で、毎年若者と保護者のためのセミナーや相談会を開催するなど、今後もフリーター・ニートをはじめとした若年者の雇用・労働行政の強化に努めてまいります。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

働くことは社会参加の重要な要素であり、かつ、自己実現へとつながるプロセスでもあるなど、重要な基本的人権のひとつです。そのためにも、誰もが安心・安全な生活及び労働ができるよう、大阪府や関係機関と連携を図りながら、雇用・就労環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

「大阪産業・成長新戦略」に基づき大阪産業の成長にむけた取り組みが進められておりますが、本市といたしましても、地域の産業や企業、大学などの知的資源、まちなみや文化財などの様々な観光資源、そして地域の人材といった地域資源を活用した事業創出や観光・集客促進にむけた取り組みと、アジアゲートウェイ構想との融合を踏まえた産業施策を検討してまいります。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

限られた財源のなかで、多様な価値観をもつ市民の声を積極的に受け止め、より一層行政サービスの向上を図っていくため、「最小の経費で最大の効果」を発揮できるよう、効率的で効果的な行政運営の構築に努めてまいります。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

厳しい財政状況のもと、これまで行ってきた行財政改革の努力を緩めることなく、引き続き、基礎的財政収支の黒字を堅持してまいります。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

本市の救急医療としては、富田林病院が内科及び外科、P L病院及び金剛病院が内科の救急医療機関として、365日24時間体制を実施しています。

夜間・休日診療につきましては、南河内二次医療圏（6市2町1村）の幹事市として、圏内の救急告示病院に対して運営費や施設設備費への助成を行い、救急傷病者の医療の確保及び救急医療体制の整備を図っております。

小児科医療につきましては、夜間は現在365日午後8時から翌朝8時まで、休日等は午前9時から午後4時の時間帯において、3市2町1村の広域体制による南河内南部広域小児急病診療体制を実施しております。

産科医療につきましては、全国的な産婦人科医師の不足等により、富田林病院でも産科の休診という事態となっておりますことから、再開にむけ取り組みを進めるとともに、国及び府に医師不足対策の拡充を要望してまいります。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

介護サービスの普及とともにサービスの質の向上と適正化を推進するため、ホームページや広

報誌はもちろんのこと、地域に出かける出前講座や民生委員等の会合を活用して、制度理念も含めた制度の趣旨普及に努めているところです。一方、事業者に対しては、事業者連絡協議会等を通じ、制度の改変に対応した迅速な情報提供に努めております。

また、苦情相談体制については、平成15年度から実施している「ぴあ介護相談員制度」の一層の充実を図り、苦情相談体制の強化・拡充に努めてまいります。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

昨年度、地域包括支援センターを中心に富田林市包括ケア会議を設立しましたが、その部会として、地域づくり会議や地域支援構築検討会、医師会と地域包括支援センター連絡会議などを設けて、地域の様々な社会資源を活かしたネットワークづくりに努めているところです。

また、地域包括支援センター運営協議会には、協議会の設立当初から被保険者代表を委員に登用しております。

(4) 高齢・退職者の生きがいづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

公民館講座等の充実により生涯学習をより一層推進し、高齢者の生きがいづくりに寄与するとともに、「放課後子ども教室」による地域活動への参加を促進し、交流と活動の場を広げてまいります。

スポーツにおいては、高齢者の方を対象に健康保持のための総合指導として、シルバーエイジレクリエーション教室を開催するとともに、本市在住の高齢者の方が市の体育施設を利用される場合使用料の減免を行い、スポーツ振興に努めています。

NPO活動についても、「市民公益活動推進指針」を作成し、市民公益活動支援センターの開設、NPO相談の実施、講座の実施等を通じて、その奨励・推進に努めています。また、高齢・退職者の生きがいづくりと社会活動への参加促進のため、平成19年9月には「～おーい集まれ何かやろうよ！～南河内・シニア団塊まつり」を開催しました。

また、地域支援事業の任意事業のひとつとして、高齢者が豊かな経験と知識・技能を活かして高齢者を対象とした（高齢者による高齢者のための）講座や教室を行う「生きがいと健康づくり推進事業」を、平成20年1月から実施しております。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により

自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護は、すべての国民に対してその生活の困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。本市においても、被保護者の意思の尊重を配慮しながらの就労・増収指導のほか、ハローワークと連携した自立支援プログラムを実施するなど支援体制を整えています。また、就労意欲が減退または喪失している被保護者に対し、専門員がカウンセリング等を通じて就労意欲の醸成を図るとともに、面接・履歴書の指導などを行うことにより就労し自立できるよう、支援の一環として就労支援カウンセリング事業も実施しているところです。今後も支援体制の充実に努めていきたいと考えています。

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

H I V感染者・A I D S患者数の都道府県別の報告状況によりますと、東京都を含む関東・甲信越ブロックに次ぎ、近畿ブロックが第2位となっており、特に大阪府は高い数字を示しています。

H I V感染対策及び感染予防のための啓発の取り組みにつきましては、関係機関との連携も含め取り組んでまいります。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

保育制度については、「富田林市次世代育成支援行動計画」に基づき、各制度の充実に努めております。今後もニーズを的確に把握し、各制度の連携がとれるよう進めてまいりたいと考えております。また、病児保育については今後の課題と考えております。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

保育の質の低下を招かないように対応してまいります。また研修については、時間内・時間外研修を実施しており、今後も充実に努めます。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

児童の放課後対策事業の一環として放課後子ども教室を行っており、平成19年度中に市内のすべての小学校で実施してまいりたいと考えています。

学童保育についても、現在市内の16小学校で、小学校6年生までを対象とした学童クラブを開設しているところであり、引き続き事業の拡大・推進及び環境の整備に努めていきたいと考えます。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

学校・家庭・地域の三者が「協働」した取り組みとして、本市では平成12年度より実施してまいりましたが、今後も「すこやかネット」の活動を継続して進めていけるよう、本市として財政的な支援等について検討していくとともに、大阪府へも引き続き要望してまいります。また、学校・通学時の安全の推進について、学校・家庭・地域の連携のもと取り組んでおり、今後も研究を進めてまいります。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

子どもたちが、学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめることがないように、各種奨学金制度の情報提供や相談等について、本市においては平成15年度より進路選択支援事業を行ってまいりましたが、今後も継続的に推進できるよう検討してまいります。

就学援助については、本市の厳しい財政状況のなかではありますが、今後のあり方について検

討を続け、あわせて国や府に対してその充実について引き続き要望してまいります。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

大阪府と連携して、人権相談・救済システムの整備に努めてまいります。

また、人権啓発活動については、市の広報誌や人権啓発冊子への掲載、人権を考える市民の集い等、機会あるごとに実施していますが、今後も広く市民の理解を得られるよう引き続き努めてまいります。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本市では、平成9年3月に、平成18年度までの10年間を計画期間とした「富田林市女性行動計画ウィズプラン」と3年ごとの実施計画を策定し施策を進めてまいりましたが、この計画期間が昨年度で終了したため、新たに平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とする「富田林市男女共同参画計画ウィズプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現にむけて計画をスタートしたところです。

また、審議会等への女性の登用につきましては、改選時には関係機関に女性登用の呼びかけを行うなど、30%の達成に努めているところです。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

本年度より実施している「富田林市男女共同参画計画ウィズプラン」において、その主要施策

の推進体制の整備に「富田林市男女共同参画推進条例（仮称）」制定の検討を掲げており、今後の検討課題と認識しております。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

女性の身の回りで起こるセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談については、「女性の悩み相談」を月2回、事前予約制で専門のフェミニストカウンセラーによって行っていますが、申し込みが増加する状況にあるため、平成16年度より電話相談を月2回、平成18年度からは、月に4回実施しています。

また、ドメスティック・バイオレンスについては、関係機関や庁内各課が連携して支援する必要があるため、平成16年7月に、「富田林市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議」を設置し、研修等を実施しながら支援を行っています。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

本市の「男女共同参画計画」においては、男性の家庭での参画を促進するための啓発や、家事・育児・介護等能力養成のための講座・情報提供、男性が気軽に相談できる窓口の設置等を主要施策として掲げております。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

本市では、平成13年3月に「富田林市地球温暖化対策実行計画」を策定し、実行計画の期間である平成13年度から平成17年度の5年の期間、本市の事務事業から排出する温室効果ガスの削減

に取り組んできました。平成18年3月に「富田林市地球温暖化対策実行計画（第2次）」を策定し、前計画の評価に基づき、引き続き本市自らが排出する温室効果ガスの削減に取り組んでおります。

また、各種イベント機会を利用し、地球温暖化防止の啓発・普及・推進に努めております。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」の基本方向に沿い、大阪府と連携し、ヒートアイランド化の防止を推進します。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。

さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

地球温暖化防止の一環として大阪府と連携し、「ストップ地球温暖化デー」の運動を推進します。また、アイドリングストップ運動についても市広報誌に掲載、市公用車にステッカーを貼り市民に啓発をしております。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

循環型社会形成のため、資源ごみの分別収集、集団回収の助成、生ごみ処理機及びびおかし容器の補助、また本年度はリサイクルフェアの開催の折に各学校・幼稚園・保育園等を通じて協力依頼を行うとともに、各催しを通してごみの減量化・資源化に取り組んでいます。

平成18年度のごみのリサイクル率は19.59%でしたが、住民の方の協力のもと、一層の向上をめざしていきます。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

産業廃棄物不適正処理件数の増加は、本市においても危惧しているところです。大阪府より委嘱された巡視員が巡回しており、その状況を府に報告するとともに、本市においても週1回の巡回パトロールを実施するなど、不適正処理の把握・発見に努めております。さらに不法投棄禁止等の看板を市に常備しており、自治会等で要望があればすぐに設置しております。また市広報等において不法投棄禁止等の啓発活動もしております。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

河川や水路の汚濁原因の8割を占める生活排水は、市民の生活環境の改善はもとより、公共水域の環境改善において早急に取り組まなければならない重要な課題です。

そこで、本市では平成16年3月に「新富田林市生活排水対策基本計画」を策定し、費用対効果から公共下水道と合併浄化槽の区域を明確化し、それぞれ地域に最も適した手法により施設の整備を行い、環境改善に努めております。

しかし、整備を終えても市民の方に利用していただければ環境改善につながらず、広報誌でのPRや普及相談員の未接続世帯に訪問による接続のお願いをしているところであり、水洗化率は徐々に上がってきております。今後も粘り強く普及促進の啓発・啓蒙に努めてまいります。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

本市では、大阪府の指導のもと「地域防災計画」の見直しを行い、平成17年度に「富田林市地域防災計画」（東南海・南海対策推進計画を含む）を策定し、市の広報誌・ホームページ等を通じて市民に周知をしているところです。計画の見直しにつきましては、社会情勢の変化や国・府の指針等に合わせて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要がある時は防災会議に諮り修正するものとしています。

本市における災害時の備蓄につきましては、市役所・水防倉庫・防災倉庫・高辺台小学校及び彼方小学校に分散して非常食・資機材の備蓄を行っており、大阪府が示す基準量を満たしておりますが、年次計画に基づき、備蓄米や各種仮設トイレ等の増量を行っております。今後、備蓄場所や備蓄量の充実に向けてさらなる点検・整備を進めてまいります。

また、毎年10月末に市民一人ひとりの防災意識の向上と住民相互の連携を図るため、市の防災訓練を実施しておりますが、引き続き市民参加型の総合的な防災訓練に取り組むとともに、今後は、さらに各地域の住民の防災意識を高めるため、避難訓練を採り入れた地域密着型の防災訓練

や出前講座等におきまして、その内容等を工夫してまいります。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが（9.3%から84.1%）、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

阪神・淡路大震災の教訓と、予測される南海・東南海地震に備えるためにも、生徒・児童等の安全確保、快適で豊かな学校生活の場となる校舎及び地域住民の応急避難所となる屋内体育館の耐震化にむけて、国の安全・安心な学校づくり交付金制度を十分に活用しながら、耐震化完了をめざして施設整備を計画的に進めております。

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

最近、AEDによる救助事例が多数報告されるようになり、AEDの必要性が一般に認識されるようになりました。このため、現在大阪府や府内の市町村をはじめ、全国の自治体で導入が進んでいます。

本市では、他の市町村に先駆けて、平成18年度に多くの市民が利用する市役所・金剛連絡所・市民総合体育館・児童館・総合福祉会館やすばるホールなど計16ヶ所に整備しており、引き続き、設置について検討してまいります。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

市内各所に点在する休耕地は、管理の不十分なことなどによる雑草の繁茂など、地域の環境に悪影響を及ぼしている所もあり、その多くは市外の地主による所有が多く、営農・利用権設定等による農地の有効活用について、非常に消極的な所有者が多いのが現状です。

市として、これら休耕地については、農地の利用権設定などのほか、特定農地貸付などによる市民農園としての有効活用を図っているところですが、今後も農地有効活用の一環としてもさらに推進いたします。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点か

ら、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

（回答）

違法駐車対策として、毎月20日、警察と市との合同で「めいわく駐車追放パトロール」を実施しております。取り締まりの強化につきましては、所轄である警察に要望してまいります。

貨物車両の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備等につきましては、今後さらに研究・検討してまいります。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

（回答）

平成19年3月に「富田林市交通等バリアフリー基本構想」を策定し、高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすいように、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、安全に暮らせるまちづくりを進めています。また、開発行為や建築行為に対しても、「大阪府福祉のまちづくり条例」や「富田林市開発指導要綱」の指導を引き続き行っていきます。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

（回答）

近年、歩行者と自転車の接触事故が多発しているなかで、歩道及び車道に自転車専用レーンを設置することで歩行者等の安全対策が図れます。しかしながら、歩道幅員や車道幅員などの条件があるため、設置にむけては各市の状況を参考にし、府との連携も図りながら、今後も研究・検討してまいります。

歩車分離信号につきましては、公安委員会の所轄となるため、富田林警察署に要望してまいります。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

（回答）

パークアンドライドは駅周辺において相当に広い敷地を必要とするため、非常に難しいのが現状です。また、レンタサイクルの対象箇所拡大にむけ、府・市連携による取り組みに努めてまいります。